

平成30年1月新発田市教育委員会定例会会議録

○ 議事日程

平成30年1月9日（火曜日） 午前9時30分 開 会
豊浦庁舎 2階 教育委員会会議室

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 前回定例会会議録の承認について

日程第3 教育長職務報告

日程第4 議 題

議第1号 個人演説会等会場の指定施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の一部を改正する告示について

議第2号 新発田市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令について

議第3号 新発田市立学校施設使用条例の一部を改正する条例制定について

議第4号 新発田市立学校施設の開放及び使用に関する規則の一部を改正する規則制定について

議第5号 新発田市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則制定について

議第6号 新発田市旧学校施設の設置及び管理に関する条例制定について

議第7号 新発田市旧学校施設の設置及び管理に関する条例施行規則制定について

議第8号 専決処分の承認について（県費負担教職員に係る昇給の内申について）

議第9号 新発田市青少年健全育成センター運営審議会委員の委嘱について

日程第5 その他

（1）平成29年新発田市議会12月定例会報告について

○ 会議に付した事件

議事日程と同じ

○ 出席者

大 山 康 一 教育長

関 川 直 委 員 (教育長職務代理者)

桑 原 ヒサ子 委 員

笠 原 恭 子 委 員

小 池 庸 子 委 員

○ 説明のため出席した者

教育総務課長 杉 本 茂 樹

教育総務課長補佐 大 森 雅 夫

学校教育課長 萩 野 喜 弘

文化行政課長 平 山 真

中央図書館長 平 田 和 彦

中央公民館長 伊 藤 英 策

青少年健全育成センター所長 (兼児童センター所長)
久 住 和 明

○ 書 記

教育総務課長補佐

佐久間 与 一

教育総務課学事係長

小 室 貴 史

○ 資料確認

○大山教育長

年の初めの定例会でありますので、教育長として一言申し上げたいと思います。今年も皆さんの力を結集していただきまして、新発田市の教育課題の一つ一つを解決していきたいと考えております。しかし、まさに世は変革のときを迎えております。新発田市の教育も変革の真ただ中にあります。目に見えるものだけでも学校統合、東

小学校の開校や各地区で統合協議が進んでおります。新学習指導要領の実施と社会に開かれた教育課程の実現、市立図書館の基本方針の実現、いよいよ歴史図書館が開館をいたしますので、それに合わせて体制を確立してかなければなりません。また、教育委員会組織の改革ということで、課題となっております文化行政課と中央公民館の施策と施策関係施設の整理を行なったり、通学支援等の態勢の確立も喫緊の課題となっております。

しかし、いずれの変革も、ある地点を通過して終わりではなくてその後の営みが続きます。むしろこちらの方が大変だと思っております。

二階堂市長は、市職員に対する年頭訓示の中で、「変われる者が生き残れる変革のとき、変化を待つのではなく、変革の担い手となれ」と息を飛ばされておりましたが、私もまったく同感であります。変化に対して主体性を失うと翻弄されます。そして変化を受け入れ、自分のものとしていくためには、これまでのこだわりを捨てる勇気や変えたことをやり遂げる努力が必要だというふうに思っております。私も新発田市の教育の変革に勇気と努力を持って立ち向かう決意と覚悟をしております。以上を申し上げまして年頭のあいさつとしたいと思います。本年もよろしくお願いいたします。

○大山教育長

それでは、ただ今から教育委員会平成30年1月定例会を開会します。

日程第1 会議録署名委員の指名について

○大山教育長

日程第1 会議録署名委員の指名についてであります。桑原委員を指名いたします。

日程第2 前回定例会会議録の承認について

○大山教育長

日程第2 前回定例会会議録の承認について、お諮りいたします。すでに送付してあります会議録について、質問等ございますか。

○大山教育長

なければ、承認の方の挙手をお願いいたします。

○大山教育長

挙手全員でありますので、前回定例会会議録は承認されました。

日程第3 教育長職務報告

○大山教育長

日程第3 教育長職務報告を行います。

職務報告については、既に送付してあります「教育長職務報告（平成29年11月28日～平成29年12月25日分）」及び平成29年度 教育委員会 主な事務事

業進捗状況（第3四半期）によりご承認願います。

○大山教育長

主な事務事業の進捗状況について事務局から補足説明等ありますか。

（「なし」との声）

○大山教育長

委員の皆さんから何か質問等ございますか。

（「なし」との声）

○大山教育長

ないようですので、教育長職務報告及び事務事業進捗状況については、了承することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声）

○大山教育長

異議なしと認め、教育長職務報告及び事務事業進捗状況は了承されました。

日程第4 議題

○大山教育長

日程第4 議題に入ります。

議第1号 個人演説会等会場の指定施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の一部を改正する告示について、審議します。

○大山教育長

杉本教育総務課長から説明をお願いします。

○杉本教育総務課長

おはようございます。

議第1号についてご説明申し上げたいと思います。これにつきましてはまず「議案に係る資料」をご覧くださいと思います。「議案に係る資料」の1ページに議第1号の改正理由、改正内容、施行期日を記載しております。改正理由として「松浦小学校、五十公野小学校及び米倉小学校の3校が統合し、新たに東小学校として平成30年4月1日に開校することに伴い、標記の告示につきまして所要の改正を行ないたいというものであります。

内容は記載のとおり、五十公野小学校を東小学校に改め、松浦小学校と米倉小学校の項を削るという内容であります。

説明は以上であります。よろしくお願いたします。

○大山教育長

説明が終わりました。何かご質問等ございますか。

○大山教育長

質問等なければ、議第1号 個人演説会等会場の指定施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の一部を改正する告示については、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

○大山教育長

異議なしと認め、議第1号については可決することに決しました。

○大山教育長

次に、議第2号 新発田市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令について、審議します。

杉本教育総務課長から説明をお願いします。

○杉本教育総務課長

引き続きまして「議案に係る資料」をもってご説明申し上げたいと思いますので、「議案に係る資料」の4ページをお願いいたします。議第2号 新発田市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令についてであります。改正の理由は、平成30年4月1日付で予定されている組織改正に伴い、所要の改正を行なうものと記載をしております。これにつきましては、ここには記載されておられませんけれども、昨年12月の市議会定例会におきまして、新発田市国保紫雲寺診療所の廃止に伴う関係条例の制定が本年4月1日付で施行ということで可決成立しております。国保紫雲寺診療所の廃止に伴いまして、この処務規定の中で、国保紫雲寺診療所の項を削るというのが改正の内容であります。なお、確認でございますが、5ページに進んでいただきまして、新旧対照表の中の第1条に、この処務規程につきましては、新発田市教育委員会の事務処理及び職員の服務について、新発田市の規定を準用するとなっております。準用する項目の中に「国保紫雲寺診療所」が記載されておまして、これが廃止になることから、処務規程について所要の改正をし「診療所」を削るというものであります。説明は以上であります。

○大山教育長

説明が終わりました。

質問等はございますでしょうか。

○大山教育長

質問がないようであれば、議第2号 新発田市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令については、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

○大山教育長

異議なしと認め、議第 2 号については可決することに決しました。

○大山教育長

次に、議第 3 号 新発田市立学校施設使用条例の一部を改正する条例制定について、及び議第 4 号 新発田市立学校施設の開放及び使用に関する規則の一部を改正する規則制定については関連がありますので、一括議題といたします。

杉本教育総務課長から説明をお願いします。

○杉本教育総務課長

それでは、議第 3 号及び、議第 4 号について一括してご説明を申し上げます。議第 3 号については、学校施設使用条例の一部を改正する条例制定、議第 4 号については、議第 3 号の条例の改正に伴う規則の改正であります。改正の理由、内容、施行期日については「議案に係る資料」7 ページの「議第 3 号 新発田市立学校施設使用条例の一部を改正する条例制定について」をもってご説明申し上げます。

改正の理由は、3 小学校の統合に伴って東小学校が開校することに伴う所要の改正でありまして、改正内容は、「松浦小学校」、「五十公野小学校」と記載されているところを「東小学校」に改めまして、また、「上記以外の小学校及び幼稚園の全部」ということで、「上記以外の小学校」というのは新旧対照表上はここに名称としては載っておりませんが、米倉小学校が該当するところではありますが、この項目を「幼稚園の全部」に改め、不要な字句を削除するものであります。

学校施設の使用を進める上で、4 月 1 日から小学校がそれまでの 21 校から 19 校に改まることに伴っての所要の改正であります。条例及び規則につきましては、それぞれ該当部分の削除、様式の改正ということになります。説明については以上であります。よろしく願いいたします。

○大山教育長

説明が終わりました。

何かご質問等ございますでしょうか。

○大山教育長

質問等ないようでありますので、議第 3 号 新発田市立学校施設使用条例の一部を改正する条例制定について、及び議第 4 号 新発田市立学校施設の開放及び使用に関する規則の一部を改正する規則制定については、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

○大山教育長

異議なしと認め、議第 3 号及び議第 4 号については可決することに決しました。

○大山教育長

次に、議第 5 号 新発田市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則制定について、審議します。

杉本教育総務課長から説明をお願いします。

○杉本教育総務課長

それでは議第5号について、お願いいたします。

今回は、学校給食に関わる部分でありまして、新発田市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部を改正したいというものであります。

学校統合に伴い五十公野共同調理場から配食する対象校を、4月以降の校名である東小学校に改めたいというものであります。

説明については以上であります。よろしくお願いいたします。

○大山教育長

説明が終わりました。

何かご質問等ございますでしょうか。

(「なし」との声)

○大山教育長

質問等がないようであれば、議第5号 新発田市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則制定については、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

○大山教育長

異議なしと認め、議第5号については、可決することに決しました。

○大山教育長

次に、議第6号 新発田市旧学校施設の設置及び管理に関する条例制定について、及び議第7号 新発田市旧学校施設の設置及び管理に関する条例施行規則制定については関連がありますので、一括議題といたします。

杉本教育総務課長から説明をお願いします。

○杉本教育総務課長

それでは、お願いいたします。

お手元の資料につきましては「議案」をお出しいただきたいと思っております。「議案」をもってご説明申し上げたいと思っております。

「議案」につきまして9ページをお開きいただきたいと思っております。

議第6号 新発田市旧学校施設の設置及び管理に関する条例制定についてであります。10ページは条例の条文が載っておりますので、条文を確認しながらご説明申し上げたいと思っております。

まず、この条例の第1条 「設置」についてであります。統廃合等により学校として用途を廃止した学校施設について、当分の間、地域住民の自主的な社会教育活動、スポーツ活動その他活動の場として使用に供するため、新発田市旧学校施設を

設置する、というものであります。

これは、先に学校施設の設置条例を改正し、統合となって廃止となります小学校につきましてはすでに設置条例から除外されております。その除外された学校を新発田市旧学校施設として、設置条例を制定いたしまして、管理運営をしていきたいというものであります。「名称及び位置」につきましては第2条、このたびの条例の中で対象となりますのが、旧松浦小学校、旧米倉小学校、旧車野小学校であります。その次に、「使用の申請」等の記載がありますが、設置の目的については第1条にありますように、今までも体育館及び屋外運動場（グラウンド）につきましては、地域等を主体として社会スポーツ活動、社会教育活動等に対して学校開放としてご利用いただいておりますが、その状況を、学校施設設置条例から除外された旧学校施設におきましても引き続き市民の皆様にもそういった活動をしていただく場として、しっかりとした条例に基づいて使用の申請・許可をしていきたいということでもあります。実態といたしますと学校開放ということで、学校を使っただけの団体の活動にそのまま旧学校施設を供するというものであります。

11ページに進んでいただきますと第5条で「使用料」を定めております。別表に定める使用料ということで、これは学校施設と同様の内容になっております。同様に第2項で、新発田市立学校施設使用条例に定める体育館開放と同じ目的で使用するときは、使用料を免除するということでもあります。学校開放と同様に社会スポーツを進める上では使用料を免除するということでも進めていきたいと思っております。

12ページの附則の3（暫定的使用）をご覧いただきたいと思っております。「旧学校施設に係るこの条例に基づく使用は、当該施設の長期的な用途について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるまでの暫定的なものとする。」ということで、この趣旨は、あくまでも条例そのものも旧学校施設が他の用途に転用しなければならなくなった場合は、これまでの利用の形態は引き続き継続することはできません。あくまでもこれは暫定的なものですということで、利用いただく皆様にもあらかじめその点をご了解いただいた上での継続的な使用ということで、説明していくものであります。次の13ページの別表で使用料を定めておりますが、「屋内運動場」「教室」「屋外運動場」の使用料がそれぞれ定められております。グラウンドにつきましては、これまでどおり無料ということで進めてまいります。あくまでも学校であったときと同じ使用料の体系で旧学校施設についても定めていきたいというものであります。

なお、議第7号につきましては、条例施行に伴う規則の制定でありまして、使用の申請や使用に係る使用後の日誌等各種様式を規則の中で定めております。具体的に19ページから27ページにありますけれども、これまでの学校施設使用条例に伴う様式をそのまま準用しております。詳細については、省略をさせていただきたいと思っております。

説明については以上であります。よろしく願いいたします。

○大山教育長

説明が終わりました。

何かご質問等ございますでしょうか。

○桑原委員

質問ではないですが、条文の表現の問題や、平仮名を漢字に変換する際に間違っ
たと思われる箇所がありました。まず11ページ最上段の(1)の「公の秩序」以
下の表現ですが、「風俗」の前に「善良な」という形容詞を付けるのが適切かどう
かという点です。「公の秩序又は風俗」という表現で十分ではないかと思いま
した。次に条例施行規則の方ですが、15ページの第4条の1行目ですが、これは多分変
換ミスだと思いますが「条例第3条第1項の規定により旧学校施設をしようとする
者は」というところは多分「旧学校施設を使用する者は」でしょうか。

それと17ページ下段の第11条のところですが、「使用者は、旧学校施設の使用
を終えたときは、旧学校施設を原形に復し」と書いてありますが、先の条例の中
では、「原状に回復し」という表現を使っています。原形は「壊したものを元に戻
す」という意味合いで使うことが多いと思いますので、「原状に復し」か「回復し」
か、あるいは「旧学校施設を復元し」だけでも十分かもしれませんが、原形という
言葉は適切ではないと思います。

それから、19ページ以降に申請書等の様式がありますが、19ページの申請書
様式の中の「使用日時」の欄ですが、日にちについては、「何日から何日まで」と
書くことができますが、使用時間については、記入欄が一か所しかありません。使
用時間は1日が3区分に分かれていますので、複数日を連続して使う場合、時間
については、1日目は午後から使って、最後の日は午前だけ使って終わりというこ
ともあるかもしれません。使用時間が全て同じであればこの様式で対応できますが、
日によって使用時間(使用区分)が異なる場合、この様式では申請者は記入しずら
いのではないかと思いました。様式の下の方にはかなり余白がありますので、使用日
時欄を何行か増やすなどの工夫はできるかと思います。

同じ箇所がもう一か所21ページにもありますので、検討していただきたいと思
います。

○大山教育長

今のご指摘については、いかがですか。
杉本教育総務課長。

○杉本教育総務課長

ありがとうございました。

ご指摘をいただいた部分については、明らかに字句を入れ忘れたりや初歩的なミ
スの部分もあり大変申し訳なく思っております。初歩的なミスの部分につきま
してはしっかり訂正したいと思います。また、一番最初にご指摘をいただいた「善良な
風俗」という部分について「善良な」は不要ではないか」というご指摘をいた
だきましたので、そこについては再度、法制執務室と、他の条例規則上の表記の仕
方も含めまして調整を図りたいと思いますので、こちらにご一任いただきた
いと思いますが、よろしく願いいたします。

あと、「原形に復す」は「原状に復す」が正しいのではないかという点につ
いては、そのようにしたいと思います。

それから様式中の時間の表記については、ご指摘のとおり、頭の中で「定期利用
であれば午前だったら午前といったように」固定的にモノを見てしまっているとい

うのがこの表記に表れていると思います。ご指摘のとおり、ご利用いただく市民の皆様にとって書きやすい様式ということで、研究をしたいと思いますので、事務局にご一任いただければありがたいと思いますがいかがでしょうか。

○桑原委員

よろしくをお願いします。

○大山教育長

それでは、条例については法制執務室と協議をさせていただきます。規則については教育長にご一任いただきまして、その後の処理が終わったものをまた皆様方にご提示したいと思います。いかがでしょうか。

(「よろしいです」との声)

○大山教育長

ありがとうございました。
その他にご質問、ご意見等ございますか。

○大山教育長

ほかにないようですので、議第6号 新発田市旧学校施設の設置及び管理に関する条例制定について、及び議第7号 新発田市旧学校施設の設置及び管理に関する条例施行規則制定については、ただいまの修正の部分を含めまして、それ以外のところは原案のとおりということで、可決することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

○大山教育長

異議なしということですので、議第6号及び議第7号については、今後、調整、修正する部分もありますが、教育委員会としては可決することに決しました。

○大山教育長

次に議第8号 専決処分承認について(県費負担教職員に係る昇給の内申について)、審議します。

○大山教育長

お諮りします。議第8号につきましては、個人の権利利益を害するおそれがある事項に関する案件でありますので、新発田市教育委員会会議規則第6条第1項第3号の規定に基づき、当議事は非公開としたいと思います。

当議事を非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

○大山教育長

挙手全員でありますので、当議事は非公開とすることとします。

○大山教育長

萩野学校教育課長以外の職員は退席願います。

【萩野学校教育課長以外の職員は退席】

【審議開始】

(新発田市教育委員会会議規則第15条第3項の規定に基づき、審議内容は記録なし)

【審議終了】

【退職した職員は席に戻る】

○大山教育長

議事を再開いたします。

○大山教育長

次に議第9号 新発田市青少年健全育成センター運営審議会委員の委嘱について、審議します。

○大山教育長

久住青少年健全育成センター所長から説明をお願いします。

○久住青少年健全育成センター所長

議第9号についてご説明させていただきます。

「議案」については30ページ、「議案に係る資料」については23ページをお願いいたします。

青少年健全育成センター運営審議会委員の委嘱につきましては、関係行政機関の職員や関係団体等に委員を委嘱しております。このたび、委員の任期満了により名簿のとおり新たに委嘱を申し上げたいというものです。委嘱する委員については新任が4名、再任が11名の合計15名となっております。なお、任期につきましては、委嘱の日から2年となります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○大山教育長

説明が終わりました。

ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○大山教育長

ないようであれば、議第9号 新発田市青少年健全育成センター運営審議会委員の委嘱については、原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」という声)

○大山教育長

異議なしと認め、議第9号について、承認することに決しました。

○大山教育長

続きまして、日程第5 その他に入ります。

(1) 平成29年新発田市議会12月定例会の概要について、報告を受けます。

○大山教育長

杉本教育総務課長から説明をお願いします。

○杉本教育総務課長

それではお願いいたします。

お手元の資料の「平成29年新発田市議会12月定例会報告」をご覧くださいと思います。

資料の構成につきましては、表紙にありますように、「一般質問通告一覧」、「一般質問答弁及び再答弁要旨一覧」、それから本会議が終わったのちの「社会文教常任委員会概況報告書」の3部構成になっております。

「社会文教常任委員会の概況報告書」につきましては、特に、学校教育における新しい学習指導要領について、詳しくご質問をいただいております、萩野学校教育課長が答弁しており、既にご覧いただいていると思いますので、この場では省略をさせていただきますと思います。

一般質問につきましては、1、2ページの通告一覧をご覧くださいと思います。詳しい説明は割愛させていただきたいと思いますが、確認の意味で項目を説明したいと思います。教育委員会に係る質問については、網掛けをしております。

1番の川崎孝一議員からは、「文化財行政について」ということで、指定文化財や歴史図書館についてのご質問をいただいております。

2番の小柳肇議員からは、「スマートフォン」、「エナジードリンク」を取り上げていただいております。特に受験を控えてエナジードリンクを大量に摂取して、カフェインの過剰摂取という問題を提起していただいております。

3番の若月学議員からは、「地域の歴史や文化を生かしたまちづくり」ということで、「社会科における郷土の偉人についての学習を深めるべきだ」とのご質問をいただきました。

4番の水野善栄議員からは、「学校給食費の無償化に向けた取組み」ということで、「貧困対策として無償化に取り組むべきではないか」という趣旨でのご質問をいただきました。

5番の佐藤真澄議員からは、「学校給食費の無料化について」ということで、後ほどまた一か所だけ質問答弁のところに触れたいと思います。

8番の渡部良一議員におかれましては、「教育の充実と教育課題について」ということで、道徳や英語の教科化、部活動、エアコンの整備、教職員の労働条件等についてのご質問をいただいております。

9番の石山洋子議員につきましては、「特別な支援が必要な児童の安心できる放課後の居場所について」ということで、放課後児童クラブ等に関してのご質問をいただいております。

12番の小林誠議員におかれましては、「同和行政・同和教育の推進」に係る詳しいご質問をいただいております。また、「障がい等を理由とした差別のないまちづくりに向けた取組みについて」ということでも詳しくご質問をいただいたとこ

ろでした。

13番の宮村幸男議員におかれましては、「義務教育における教員の長時間労働の解消について」のご質問をいただいております。

この中で事務局から一点だけご説明申し上げたいところは、15ページになります。新年度予算に関わる部分でもございますので、読み上げさせていただきたいと思っております。

15ページの答弁要旨ですが、市長として、学校給食費の無料化の考え方をご説明されております。

「現在考えております制度の骨格は、第三子以降の学校給食費を支援するものとし、平成三十九年度分からの実施をめざし、小中学校に同時に在学する児童生徒のうち第三子以降を養育する世帯を対象に、児童生徒約三百三十人、全体事業費としては、およそ一千九百万円程度になるものと試算しているところであります。

なお、対象者の学校給食費をあらかじめ無料にする手法はとらず、給食費は、皆一律にいったん納付していただき、その後納付された年間実費相当額を、対象者に子育て支援として助成する構造を考えております。」ということで、市長としては、先の水野議員からの質問にも教育長が答弁され、また、12月定例会以前におきましても、市長は「この施策については、貧困対策や教育の充実という視点ではなくて、子育て支援として取り組む」ということをおっしゃっております。今回も佐藤真澄議員に対する答弁としてこのようにお答えしております。新年度当初予算に係る市長査定も来週から始まりまして、制度の骨格が整理されてきますと、また、改めて委員の皆様はその内容についてご説明申し上げたいと思っておりますので、次回定例会以降よろしくお願いたします。

なお、特に渡部良一議員から、新学習指導要領の実施に伴う道徳、外国語の教科化についてのご質問につきましては、詳しい答弁を学校教育課長を中心に再答弁も含めてされておりますので、本会議での一般質問や社会文教常任委員会での答弁等をご覧いただきたいと思います。

すべてを詳しく説明できませんが、以上で12月定例会の報告にかえさせていただきます。

○大山教育長

概要について説明が終わりましたが、皆様からご質問、ご意見等ありましたらお願いたします。

○大山教育長

よろしいでしょうか。

他の機会でも結構ですので、ご質問、ご意見等があればお願いたします。今日のところはなければ、以上説明のとおりでございますので、ご了承願いたいと思っております。

○大山教育長

その他の報告はありますか。

杉本教育総務課長。

○杉本教育総務課長

お手元に卒業式の参列名簿を案を用意させていただいておりますので、卒業式の参列のお願いをさせていただきたいと思っております。

事務局で作成いたしました3月の小中学校の卒業式について、案をお示ししたいと思っておりますので、ご了解をいただければと思っております。

中身につきましては、中学校は3月6日が、本丸中学校に笠原委員、第一中学校に大山教育長、猿橋中学校に桑原委員、七葉中学校に小池委員、加治川中学校に関川教育長職務代理者をお願いしたいというものであります。なお、校長名が右欄にあります。少し太枠で囲まれている校長はこの3月末をもって退職されることとなっております。

3月9日の金曜日であります。佐々木中学校に大山教育長から参列をいただきたいと考えております。これまで教育長、教育長職務代理者、教育委員の皆様へ参列をいただきました実績等を勘案し、また退職される校長先生方に対する配慮を併せ持ちまして、このような案を作成させていただきました。

次のページであります。小学校の参列名簿の案であります。小学校につきましては、3月20日に閉校となります。3小学校の卒業式が行われ、松浦小学校に笠原委員、五十公野小学校に関川教育長職務代理者、米倉小学校に大山教育長をお願いしたいというものであります。3月23日、金曜日につきましては、御免町小学校に大山教育長、七葉小学校に関川教育長職務代理者、佐々木小学校に桑原委員、米子小学校に小池委員ということで、それぞれ退職される校長先生への配慮ということで参列、告辞の伝達をお願いしたいというものであります。

事務局の案をお示しましたが、委員の皆様からご意見等がございましたら頂戴したいと思っております。よろしくお願いたします。

○大山教育長

今年は、中学校、小学校ともに卒業式が2日間にわたってしまい、全部で4日間となってしまいました。委員の皆様でご都合の悪い方がいらっしやいましたをお願いしたいと思います。

○大山教育長

小学校は今年だけということで、来年からまた統一されることとなりますが、中学校はまだわかりませんか。

○萩野学校教育課長

ちょうど、先ほど連絡がありまして、来年度も2日に分けて、5日と8日、今年と同じ火曜日と金曜日になりそうだということでもあります。

○大山教育長

受験と修学旅行の関係でしょうか。

○萩野学校教育課長

受験のからみだと思っております。

○大山教育長

それでは委員の皆様よろしいでしょうか。

もし、今後、都合が変更になるようでしたら早めにご連絡をいただきたいと思います。

○大山教育長

その他の報告はありますでしょうか。

萩野学校教育課長。

○萩野学校教育課長

コミュニティ・スクールについて、お願いしたいと思います。

コミュニティ・スクールについて、国の法律が変わったということでご連絡させていただきたいと思います。

はじめにどんな法律が変わったのかというと、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正されまして、「学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）」について、今までは「設置してもよい」という形でしたが、今年度から努力義務となり、コミュニティ・スクールへの移行を推進するように、となつてまいりました。

新発田市では来年度、東豊小学校がコミュニティ・スクールへ移行するための準備を始めるといって進めております。正確には平成31年度から学校運営協議会を開いてコミュニティ・スクールにするという形で今動いています。ただ、今までは国からの援助、補助金が各学校の運営協議会にいろいろと降りてきていましたが、平成30年度からは教育委員会に補助金を渡しますという形になってきて、教育委員会が一つの大きな推進体として活動するのであれば、3分の1の補助金を出しますよという形に変わってきました。この連絡は昨年12月末に連絡がありました。

新発田市では東豊小学校が移行に向け準備を進めていきますが、すべての市立の学校について、コミュニティ・スクール化をするという方向性は、今のところできていないということもありますので、また、教育委員の皆様から今後、新発田市として、コミュニティ・スクールに向けてどのように取り組んでいくのか、お考えをいただいてご示唆いただければと思っております。

したがって、平成30年度に予算の申請等は今の段階ではできないと、市全体の方向性ははっきり決まっていないのでできないと考えております。もし、全ての学校がコミュニティ・スクールへの移行に向けて協議会、準備会を開いていくという形になれば、30年度にそういった準備をして、31年度から運営協議会を立ち上げるための準備を行っていくという形をとらなければいけないのかなと学校教育課としては考えております。地域地域それぞれの事情もありますし、また、校長先生方にもこういう方向で考えていますということを校長会等ではっきりと示して、学校長としてのお考えもまとめていただければと思っております。

教育委員の皆様からコミュニティ・スクールについての今後の方向性等についてご示唆をいただければと思っております。

コミュニティ・スクールに移行するとどんなメリットがあるのかについては、資料の左側に大きく「コミュニティ・スクールの主な3つの機能」ということで書いてあります。「校長が作成する学校運営の基本方針を承認する」「学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる」の2つが一番大きなところであ

って、校長が変わっても継続した学校運営協議会の一つの柱ができれば、地域と学校がつながりのある学校運営ができて、地域とともに歩む学校づくりが進められるという形ができると思います。教職員の任用に関しては、あまり拡大解釈をしていないのが現状であります。他の都道府県、他市町村でもコミュニティ・スクールをやっていますが、この部分については個別に「あの先生がいない、この先生がほしい」というのではなく、大きな枠の中の意見があれば述べることができるということです。これも規則にどの程度までなのかということを含め盛込むことも可能だということでもあります。そこをあまり強調しすぎるとなかなかうまくいかないところもあるので、あまり強調せずに進めていくというのが他の市町村の取組のようであります。

報告としては以上であります。

○大山教育長

それではご質問等あればお願いしたいと思います。

○小池委員

国の支援の仕方、補助金の使い方が形を変えたのですが、使う側で考えれば、2年で終わってしまえば、その先は単純に考えれば、発展しづらい、浸透しづらいような気がします。私個人としてはこういう学校の運営、学校教育を推進していくのは喫緊の課題というか、なにがどうであれ、そうになっていく時代にならざるを得ないと感じていますが、2年間を教育委員会で受けて、地域にどれだけ爆発的なカルチャーショックを与えるのか、変な言い方ですが、そういう使い方ですべて捉えていかせようとしているのではないかと。発展させなければいけないのにそんなことでいいのだろうかと思います。

○萩野学校教育課長

補助金の使い方として、新発田市教育委員会で、新発田市の学校を対象にどこからか講師を呼んできて、「コミュニティ・スクールとはこういったものですよ」みたいな話をしてもらったり、「こういういいところがありますよ」というふうな研修会をやるとか、そういう講師の費用などに充てられます。それを2年間の枠の中でぐっと一気に進めようというのが国の考え方なのではないかと思います。

我々として、一番困っているのは、協議会そのものは無償で地域の方に集まって来てもらえればできると思いますが、コーディネーター的な方がやはり必要になってきて、連絡調整やボランティアを集めるにしても、今、学校地域推進本部でやっているような形でやるには、まったくの無償でそれをしていただくには、時間の制約だとか、非常に拘束もしすぎるだろうと。そういうふうなところで、報酬等をわずかであっても、29か校になれば、それなりの金額になってしまうので、そういったところのお金の出所が、これから永遠に続くわけですので、そういうふうなところが苦慮しているところでもあります。

○小池委員

私もまだ認識不足で、勉強もしていないのに乱暴な発言になるんですが、学校体制というのは学校組織として動いているので、いろいろなそういうことであっても

教職員も含めて、いろんな声はあったにしても、研修を深めてある方向に向けていけると思いますが、コミュニティ・スクールになると、地域の受け皿にどれだけの力があるかということになって、ピッタリとした適切な例ではないですが、新潟市の学校支援体制も、教職員の学校現場の部分もちろん啓発が進んで研修も深めますが、同時に地域人材、いわゆるコーディネーター的な人材が機能する層という人材育成にかなり力を割いていた年数があったので、それをイメージすると2年という短期間の補助金をいただき、その2年がどこに焦点をあてて有効に使って、これが根付くものに意識改革していくかということになると本当に工夫していくところがあるなというふうにお聞きしています。

またその先がないとなれば、このあとコミュニティ・スクールを支えてくれるのは、子どもの送り手の側の地域の意識改革というか、層を厚くシクオリティを高めるとか、非常に大きなカギを握っていると思います。

○笠原委員

一中学区や今年度は本丸中学区などでも小中連携ということで、地域とか、保護者、学校でということ、学校運営協議会とまではいかないですが、それに似た感じのものでやっていっている中で、なかなか他の保護者の方、他の地域の方に、第一中学校の方は、もう10年経ちますけれどもまだ全然わからない方がたくさんいらして、コミュニティ・スクールをやるということについて、学校の方は全然動けるとは思います。地域、保護者が動くにも情報がなさすぎて、私たちもその連携の中で、いろいろと仲介をやったりとか、いろいろやっているんですが、それでもやっぱり通じてなくて、連携をやっているということが、皆さんにわかりきれてなくて、来年はどうしようかと皆さんで悩んでいるところです。今度、本丸でもやってくるということになると、保護者の方向け、地域の方向けに教育委員会から情報をどんどんおろしていかなければいけないのかなと思っています。今後は、国が教育委員会にいうふうに制度が変わるということであれば、なおのこと。本当に情報がなさすぎて、私も勉強不足なんです。保護者や地域の方とかにどんどん情報をいろんなところで展開できればいいなというふうに思っています。

○関川教育長職務代理者

そういう話を先に聞いておいてよかったですが、現実には、やはりなかなか厳しいということをおもっています。

国とか県は補助金はよこすけれども、「2年だよ」とか必ず条件が付いているんです。それで、終わると「あとは市町村が自力でやりなさい」と丸投げされるんです。一つは、そういうことをずっと経験してきているわけです。

それともう一つは、今、笠原委員がおっしゃったように地域の人々、あるいは保護者層が「コミュニティ・スクール」という言葉に馴染んでいるか。「それって何」という方が比較的パーセンテージが高いのではないかという中で、来年度、31年度にこれを実現していきたいから、学校と地域は心して準備をなさいと言ってもなかなか動けないという実情があるかなと思います。表面上は、理念だとか組織を作るということはできるかもしれないが、実働させていくというエネルギーをどう作るのか、それが補助金によって実現可能なのか、非常に難しいテーマだと思っています。単なる感想です。

このプリントの右下にある「主な改正ポイント」の中に「複数校で一つの協議会

を設置することが可能に」と書いてありますが、これはどういうイメージなんだろうと思っています。小学校同士でということなのか、あるいは中学校区の小中とか、あるいは同じ校区の小学校とか、どういうものをイメージされているのかわかりませんが、あまり小さい単位でやると、人材が枯渇する可能性があるし、かといって広げると「どこでだれがそんなことを言っているのか」みたいなぼやっとした話になって、なかなか難しいテーマだと思いつながりながらプリントを見ていました。

ただ、方向性として、地域ぐるみで教育を支えていく、教育を作っていくというふうな方向性は止められない、明らかに必要性が高いという時代になっているわけですので、そういう方向性は間違いなくみんなで追い求めていかなければならないけれども。

とにかくスタートすればいいのか、私はそのへんに少し心配が残るので、「ぜひやらなきゃいけないね」というムードになるような雰囲気醸成していくとか、条件整備を周りで早く固めていくとか、そういうふうなトーンにならないと実際は、「絵に描いた餅」に終わりそうな気もしないでもないというのが感想です。

○小池委員

素地として、東豊小と一中とか、東豊小から見ると一中校区というか、実際に地域や人材連携で学校支援をしている、動いているところなので、今、広く新発田市を見た中で、こういうモデルケースが一つできて、やはりモデルがないとイメージができないのです。

そして、それに2年間の実践にあった波及というのをより高めていかなければならないわけです。

○関川教育長職務代理者

私たちが考えを述べよと言われたときに、今、先生がおっしゃったように、東豊小が第一中学校に支援をしているとおっしゃいましたが、私らの頭の中にはそういうイメージはないんですよ。実際はどうなっているの。

御免町小が一中と学校地域推進本部をやっているときも、コーディネーターが誰だとか、そういうことしか頭の中になかったわけです。

だから具体的にどういうふうに推進されていって、どういう成果が得られているのかということを経密に報告をもらわないと、新発田市の中ではこういう状況だと。コミュニティ・スクールを全面的に推進している自治体もあるんですよね。そこではこういうふうにやっていて、こういう成果が上がっているとか、お金の使い方はどうだとか。そういうことが見えないと、理想論を口にするばかりになるので、気を付けなければいけないと思っています。

○桑原委員

補助金の申請期間は決まっているのですか。

○萩野学校教育課長

国では、30年度と31年度の2年間で打ち切ると言っていますが、私の感覚では、それでは難しいとっていて、昨年12月に文書が来て、30年度、31年度でというのは乱暴すぎるだろうとっていて、少なくとももう1年位は延びるの

ではないかと勝手に思っています。31年度にあるのは確かですので、啓発活動だとかということになれば、31年度にいろんな地域の方を巻き込むというふうな研修をやっていくということは可能だと思います。あまり遠くから講師を呼んでこななくても新潟県内にもかなりの実績ができてきているところがありますので、そうお金をかけずにできるのではないかと思っています。

○桑原委員

補助金は3分の1ということですが、上限はいくらですか。

○萩野学校教育課長

今、そこまで詳しい資料を持ち合わせていません。

○桑原委員

おっしゃるようにコミュニティ・スクールをスタートさせるための費用であって、「そのあとは自分たちでやってください」ということなのでしょう。

先進地に見学に行ったり、専門家から説明を受けるなど準備に充てる補助金なんですね。

○関川教育長職務代理者

少なくとも表の事情はしっかり把握しておかないといけないと思います。

コミュニティ・スクールに取り組んでいる自治体の教育委員さんからは、「今どき、コミュニティ・スクールもやっていないの」と発破をかけられたりします。

「そんなにいいものなのか」という印象が頭の中に残っていますが、実際は大変なんだろうと思っています。

○桑原委員

文科省は補助金を使ってコミュニティ・スクールを推進したいのだと思います。たしかに学校は一時期から閉鎖的になってしまっていて、家庭の方でも「教育は学校に任せておけばいい。」と、学校はいつの間にか家庭教育まで引き受け、閉塞状態になっています。

コミュニティ・スクールという体制が、家庭と、あるいは地域も含めて閉鎖的になっている学校という領域をつなぐ可能性として、期待されているのだと思います。

2年前だと思いますが、一度、栃木県の先進地に視察に行きました。小さな規模から始められていましたが、最初はコミュニティ・スクールを理解してもらうのに苦労したという話を聞きました。

コミュニティ・スクールのメリットを説明できないと、地域の方は「何のこと言っているのかわからない」と思います。一方で、学校現場では、教員の長時間労働を解消する助けになるでしょう。教育のできる方は地域に大勢いらっしゃるでしょうし、退職した先生方もいらっしゃるわけですので、その方々から助けていただくことができるでしょう。小学校と中学校の連携が進めば、例えば、中学校から小学校へ英語の先生に来てもらうなど、複数学校間の交流も進んでいくと思います。

視察見学したときは農家の方が小学校で授業をして、農業体験と組み合わせていました。

重要なのは、地域の力を学校教育の現場に上手結びつけるコーディネーターです。栃木県の場合は、コーディネーターはボランティアでした。月に5,000円の報酬しかもらってなくて驚きました。大規模にコミュニティ・スクールをつくるとなるとコーディネーターの数も多くなります。報酬の予算化もありますが、コーディネーターになる人材探しや、コーディネーターとしてのプロフェッショナル的な技術が求められるようになると思います。

○萩野学校教育課長

新潟市は、コミュニティ・スクールとは別として地域との連携のためにすべての学校にコーディネーターを配置していますし、そういう学校、市町村も増えてきています。胎内市は、市長さんの公約が、コミュニティ・スクールの推進ということでやってきています。われわれとしても地域の力を借りながら、子どもたちを教育していく、育てていく、また、子どもたちから地域へ還元していくという形になってくるというのが、多分これからの学校の理想の形になってくるだろうと思いますが、乗り越えなければならない課題がたくさんありますが、今後の方向性について30年度をかけてご相談させていただきたいと思います。

あと、関川教育長職務代理者がおっしゃった、複数校で一つの協議会というイメージについて、1小1中だとわりとやりやすく、私が昨年いた胎内市の築地中、築地小の場合は、準備会のメンバーだけ決めて出てきたのですが、そこでは、最終的には一つにしていこうという話でスタートしました。最初から一緒だとなかなか難しいところもあるので、最初は別にスタートして行って、徐々に一緒になっていく形で考えようという方向で準備会をスタートした経過があります。新発田も1小1中のところも増えてきているので、そういったところでは同じ子どもたちが9年間いくので、地域の中では、「育てたい子どもたちの姿」みたいなものが共有できていけば、いい形になるのかなと考えています。

○関川教育長職務代理者

そっちの方は、より可能性は高いと思っていました。

いろんな考え方が成立するのかなとったりしたものですから。

やはり今やっているところがエネルギーを他に分けていくような感じになってほしいし、コーディネーターの候補者を早めにあげてどんどん協議していったらいいような気がします。

○大山教育長

これから情報提供しながら、勉強してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○大山教育長

その他にありますでしょうか。

○関川教育長職務代理者

図書館長にお聞きしたいのですが、この前、テレビで福袋のニュースが出ていましたが反響等どんな状況でしょうか。

○平田中央図書館長

図書館の福袋を5日から始めまして、子ども用は初日で、大人用はこの日曜日で用意した50袋はすべて借りていただきました。テレビで取り上げていただいたのがかなり宣伝効果があったように思いました。

○関川教育長職務代理者

よい企画だったと思います。
ちなみに、いくらくらいで。それとも貸し出しだったのでしょうか。

○大山教育長

あれも貸し出しなんです。
本を自分で選ぶのではなく、選んでもらったものを借りるということです。

○関川教育長職務代理者

貸し出し期間は終わったんですか。

○平田中央図書館長

用意したものはすべて貸し出しが終わりました。

○関川教育長職務代理者

通常の貸し出し期間と同じ期間で貸し出したということですね。

○平田中央図書館長

そのとおりです。

○桑原委員

読書対象者は明らかにするわけですか。

○平田中央図書館長

袋に、子ども用は0歳から2歳まで、小学校低学年とかを表示しています。

○桑原委員

いいアイデアですよ。
自分で借りに行くと、自分が読みたい本だけ借りてしまうわけですが、他の人が選んでくれたものを読むことで、新しい関心領域が広がると思います。

○関川教育長職務代理者

袋の中にどういう名前の本が入っているというのではなく、犬にちなんだメッセージが書いてあって、「それじゃあこれを選んでみよう」と思って借りて、中身を開いたら「こういう本が入っていたのか」ということになるんですよ。
なかなかいいアイデアだなと思って見ていました。

○大山教育長

その他報告等ありますでしょうか。

○大山教育長

ないようですので、教育委員会今後の日程・予定について、杉本教育総務課長から説明をお願いします。

○杉本教育総務課長

それでは「その他資料」をご覧くださいと思います。

今後の日程でございますが、網かけ部分を中心にご説明申し上げたいと思います。

来月になりますが、2月26日は臨時の教育委員会で、県費教職員の管理職の人事異動に係る案件になります。2月26日はよろしく願いいたします。

次の網掛けであります、3月の定例教育委員会であります。5日に予定をしておりましたけれども、議会の日程が示された段階で、3月5日に社会文教常任委員会の日程が重なってしまいましたので、恐縮ですが、委員の皆様の日程をお伺いしたうえで3月6日、火曜日の午後1時半からお願いしたいと考えております。午前中に中学校の卒業式ということで、大変お忙しくお疲れのところ恐縮ですが、中学校卒業式の日の午後1時30分からこちらの会議室で3月定例会を開催させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、3月下旬の臨時教育委員会と書いてありますが、市職員の人事異動に係る協議ということになります。3月18日の成人式については、今月の末までに委員の皆様にご案内をし、午前、午後、あるいはいずれかということでの日程をお伺いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

小学校卒業式については、先ほどお話したとおりですので、よろしく願いいたします。

4月に入りまして、9日に東小学校開校式があります。こちらの方は、これまでの統合小学校の開校式の例に倣いまして、教育長の出席ということで考えております。4月9日は教育長用務として東小学校開校式をお願いしたいと思っております。

5月は1日が定例教育委員会ということであります。

委員の皆様には年度末から年度初めということで、大変お忙しい日程をお願いするわけですが、よろしく願いいたします。

説明は以上であります。

○桑原委員

3月下旬の臨時教育委員会は、日程はまだ決まっていないのですか。

○杉本教育総務課長

市職員の人事異動に関しての協議でございまして、まだ内示日が定まっておりませんので、情報が入りしだいお願いしたいと思っております。

○大山教育長

何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○大山教育長

なければ説明のとおりでありますので、よろしくお願いたします。
その他何かございますか。

○大山教育長

ないようですので、以上で教育委員会平成30年1月定例会を閉会いたします。
ありがとうございました。

午前10時51分 閉会

平成30年2月 日

新発田市教育委員会教育長

委 員